

I-1 整備管理者制度について

1. 整備管理者制度の目的

自動車の安全性の確保と公害の防止を図るためには、自動車の使用者が自主的な点検と必要に応じた整備を確実に適切に行い、維持管理することが原則です。

しかし、自動車運送事業者等のように自動車の保有台数が多くなると、自動車の使用者自らが自動車を点検・整備することが困難となる場合が多く、これらを自動車の運転者に任せることとなり、その結果、自動車の点検・整備が確実に行われないうことになりかねません。

整備管理者の制度は、このような問題に対処するため、自動車使用者が自動車の点検・整備に関する専門的な知識・技能を有する者を整備管理者として選任し、その者に対して、点検・整備等の管理に関する権限を付与することにより責任体制を確立し、もって自動車の安全性の確保と公害の防止を図ることを目的としています。

2. 整備管理者の選任

整備管理者の選任は、次の表に掲げるとおり、自動車の使用者が自動車の種類、乗車定員、使用台数等に応じて使用の本拠ごとに選任しなければなりません。

整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に管轄の陸運事務所へ届出が必要です。また、これを変更したときも同様です。

事業の種類	自動車の種類	選任を要する使用の本拠
事業用	●バス 乗車定員11人以上	1両以上の使用の本拠ごと
	●貨物車、ハイ・タク 乗車定員10人以下	5両以上の使用の本拠ごと
自家用	●バス 乗車定員11人以上	●乗車定員30人以上は1両以上の使用の本拠ごと ●乗車定員11人以上29人以下は2両以上
	●大型貨物車 (車両総重量8トン以上)	5両以上の使用の本拠ごと
レンタカー及び貨物軽自動車運送事業者	●バス 乗車定員11人以上	1両以上の使用の本拠ごと
	●大型貨物車 (車両総重量8トン以上)	5両以上の使用の本拠ごと
	●その他の自動車 乗車定員10人以下 車両総重量8ト未満	10両以上の使用の本拠ごと

29人以上の車両だったら
-1- 1台月の整備管理者
4.5

(届出)

第70条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣（第3号及び第4号にあっては地方運輸局長）に届け出なければならない。

(1)～(2) 略

(3) 法第50条第2項の大型自動車使用者等に関し、第33条第1項第1号から第3号まで、第5号又は、第7号に掲げる事項について変更があった場合

(4) 第33条第1項の届出をした者が、大型自動車使用者等に該当しなくなった場合

(5)～(6) 略

2 前項の届出は、届出事由の発生した日後30日以内に（同項第3号に掲げる場合にあっては15日以内、同項第6号に掲げる場合にあっては遅滞なく）行われなければならない。

3. 整備管理者の資格要件

整備管理者は、自動車の点検整備等自動車の管理に関する業務を的確に実施する必要があることから、自動車の安全性等を確保するための整備技術、自動車の管理能力等の一定の資格要件を備えている必要があります。

車両法施行規則

(整備管理者の資格)

第31条の4 法第50条第1項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第53条に規定する命令により解任され、解任の日から2年を経過しない者でないこととする。

(1) 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。

(2) 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による1級、2級又は3級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。

(3) 前2号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。

資格要件の解釈

●点検又は整備に関する実務経験

「点検又は整備に関する実務経験」とは、次のものをいいます。

(1) 整備工場、特定給油所等における整備要員として点検・整備業務を行った経験（工員として実際に手を下して作業を行った経験の他に技術上の指導監督的な業務の経験も含む）

(2) 自動車運送事業者の整備実施担当者として点検・整備業務を行った経験